

「シストレ24MirrorTrader取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成24年8月13日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第25条 (省 略)</p> <p>第26条 (免責事項) (省 略) (1)～(17) (省 略) (新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成24年6月4日</p>	<p>第1条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (免責事項) (現行どおり) (1)～(17) (現行どおり) <u>(18) システム障害等により発生した事故につ</u> <u>いて、乙が訂正売買等の事故処理を行った</u> <u>結果、甲に意図しない決済損益が発生した</u> <u>ことにより、甲が想定していなかった課税</u> <u>所得が発生もしくは発生しなくなったこと</u> <u>による損害。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成24年8月13日</p>